

令和 5 年 2 月 24 日

国土交通省
航空局長 久保田 雅晴 様

スカイマーク株式会社
代表取締役社長執行役員 洞 駿

**航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告、
安全統括管理者の職務に関する警告に対する報告**

令和 4 年 12 月 25 日、長崎空港において確認主任者（整備士）が整備規程に定める運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格として、整備に係る業務を実施した事案が発生しました。

昨年 4 月 28 日に乗務前の法定アルコール検査において客室乗務員からアルコールが検出された事案が発生し、安全統括管理者を中心に再発防止策等の施策を進めていたにもかかわらず、事案発生から 8 ヶ月程度の間には再び飲酒に関する不適切事案を発生させ、常に安全を最優先に考え、安全運航を維持するために規程・基準を厳守し、疑義や迷いが生じた際は、全ての作業を止め確実な判断を行った後に運航を再開することを安全統括管理者が日々啓蒙していましたが、今回それらが守られず、航空安全に対する社会からの信頼を損ねることとなりましたこと心よりお詫びいたします。

この度、本件事案に関する令和 5 年 2 月 7 日付 行政指導「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」、及び「安全統括管理者の職務に関する警告」において指示がありました航空の安全を確保するために当社が自ら問題点を見つけ改善する仕組みである安全管理システムの再構築を安全統括管理者に指示し、講じる措置をとりまとめましたので報告いたします。

当社では、飲酒は安全に直結する重大な問題であるとの認識の下、今回の行政指導を受けたことを安全統括管理者以下が深く反省し、飲酒問題は整備士に限らず経営を含む全社員の問題としてとらえ、同種の事案を発生させることのないよう飲酒対策を強力に進め、社会からの信頼回復に努めてまいります。

I 事象の概要

令和4年12月25日(日)、当社羽田ライン整備部から長崎空港支店整備グループへ支援出張に行った確認主任者は、宿泊先ホテルにおける出社前アルコール検査でアルコールを検知したにも係らず長崎空港支店へ出勤し、運航前整備作業開始前の法定アルコール検査において、認定作業員及びアルコール検査立会者のランプ職員へアルコール検査記録シートをねつ造させた上で、法定アルコール検査を実施せずに酒気を帯びた状態でSKY140便の整備責任者/シフト責任者の業務、ギア・ピンの取り外しや飛行前点検等の整備に係る業務を行った。アルコール検査立会者のランプ職員及び認定作業員は当該確認主任者が法定アルコール検査を未実施のまま不正に合格したことを追認したが、認定作業員はアルコール検査立会者のランプ職員から不正は正すべきと伝えられ、当該確認主任者を事務所に待機させた。

しかし、当該確認主任者は自らの判断で再びアルコール検査を実施し、アルコールが検知されなかったことを検査合格と勝手に解釈して整備に係る業務を再開した。その後に行った飛行前点検表においては一部の点検作業について確認をせずに虚偽の署名を行い、不適切な整備記録の作成を行った。

当社整備部門の管理職では、当初報告を受けた事実関係について整備規程及び業務規程に違反し航空法第111条の4に基づき航空局へ報告すべき事態に該当するという正しい判断が出来ず、令和5年1月10日に当社安全統括管理者に指摘され、本来発生から3日間以内に航空局へ報告するべきところが大幅に遅滞し令和5年1月12日に報告した。

II 原因及び要因分析

当該確認主任者は法令及び規程遵守の意識が低く自身の経験に基づき行動、判断しているが、当社におけるアルコール教育及び整備規程及び業務規程に基づく整備訓練においても、これらを正すことが出来ていなかった。

また、当社のアルコール検査体制、及び整備規程及び業務規程による整備体制においても本事案にて発生した違反行為について、定められた手順を適切に実施しておらず抑止することが出来なかった。

加えて、本事案の事実関係を把握した整備部門の責任者等がアルコール検査に係る整備規程、及び業務規程に違反したことについて正しい判断が出来なかった。

関連する適切な規程・基準、及び手順等は有しているもの、それらが設定された原理原則を含めた目的の理解や実際の運用に則した適切な規程等の運用が行えなかった事が本件の主たる原因であり、関連する教育体系の見直しを図るとともに、その浸透度合いを確認する有効性の評価を適切に実施していく。

本事案の要因となるライン確認主任者、認定作業員並びにアルコール検査立会者であるランプ職員の違反行為、及び会社の安全管理体制の問題点として次の3点が考えられる。

1. 安全管理体制における飲酒対策及び報告体制の理解が不足し浸透していなかったこと

当社では飲酒対策を安全管理システムの一つとして位置づけ、安全管理規程にアルコール対策を定めて、付属書等にアルコール教育、アルコール検査手順について設定している。

本事案では当該確認主任者が就業前夜に過度な飲酒をしたこと、法定アルコール検査において不正が行われたことから、アルコール教育、及びアルコール検査手順の理解並びに浸透に

不足があった。

また、整備部門の責任者等がアルコール検査に係る整備規程、及び業務規程に違反したことについて正しい判断が出来なかったことから、アルコール検査制度の理解不足があった。

加えて、安全に係わる情報が適時、的確に組織内で報告される仕組みに不足があり、本事業では航空局への報告が遅滞した。

よって、これらの要因を改めるために当社安全管理規程等を見直して飲酒対策等の抜本的再構築を図るための安全管理体制の強化が必要である。

2. 整備規程及び業務規程に定められたアルコール検査に係る内容の理解に不足があったこと

本事案の関係当事者全てが運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格とし、認定作業員及びアルコール検査立会者に対して追認させることが出来たこと、及び法定アルコール検査を実施しないまま実作業を行えたことは、飲酒対策の根本的意義や整備規程及び業務規程に定められたアルコール検査に係る内容の理解に不足があった。

また、当社就業規則に定めた入社要件である呼気中のアルコール濃度 **0.00mg/l** の確認が社員の自己申告であり本事案では酒気帯びで法定アルコール検査に進めたことから、アルコール関連教育の知識が浸透しておらず、また、組織的に入社前アルコール検査の結果を入手し、入社前アルコール検査の結果を判定する仕組みが不足していた。

3. 整備部門における整備規程及び業務規程の理解に不足があったこと

当該確認主任者は飛行前点検等において確実な確認をせず不適切な整備記録を作成した。また、認定作業員は整備責任者／シフト責任者が不在にもかかわらず作業を続けるなど、当該確認主任者及び認定作業員は、整備規程及び業務規程に定められた原理原則を理解しておらず、規程・基準に従った適切な行動を取ることができなかった。

また、整備部門の責任者等がアルコール検査に係る整備規程及び業務規程に違反したことについても、規程に従って、正しい判断をすることができなかった。

III 講ずる措置

1. 安全管理規程による飲酒対策の抜本的な再構築

当社安全管理システムの一つである飲酒対策に不足があり本事案が発生したことから、安全統括管理者の指示の下で、次の通りに安全管理体制の強化を実施する。

(1) 飲酒対策を抜本的に改善するための仕組みの再構築について

(a) 安全管理部門の新設

安全推進活動をより機能的に実施する目的で生産本部に安全推進部門を新設する。新設に際しては新設する安全管理部門の権限や役割を明確に定め適切な組織運営を行う。

(既に設置済みの運航本部を除く)。【2023年5月1日付】

(b) 安全推進室の執務室の移動

安全推進室と生産本部とのコミュニケーション強化、および適時適格な対応を目的と

して安全推進室を本社からターミナルへ移転する。【2023年3月31日迄】

(c) 事象報告体制の拡充

不安全事故発生時、適時適切に発生部署が報告書を用いて各部門の責任者、および安全推進室に報告する仕組みを構築する。【2023年3月31日迄】

(d) 飲酒傾向に応じた組織的な支援の実施

飲酒傾向に応じた適切な組織支援を目的として、現在、法定アルコール検査対象者に対して毎年度実施する飲酒スクリーニングテスト（AUDIT）で飲酒傾向が高い者（15点以上）については飲酒指導の専門医による面談を行っているが、これに加え中程度の者（10点～14点）に対して管理職層による面談等の対応を実施する。【2023年4月28日迄】

(2) 二度と同種事案を再発させないための実効性のある手法による教育体制の再構築及びその実施について

(a) コンプライアンス教育の見直し

コンプライアンス教育資料に本事案の内容を反映し、全社員に対して新たな資料によるコンプライアンス教育を実施する。

【2023年4月28日迄に資料を改訂し2023年12月31日迄に全社員^{※1}に対して教育を実施する】

※1：整備部門の整備従事者および管理職においては、羽田空港地区での対面教育を計画し2023年6月30日までに実施する。

(b) 安全管理システムに係る教育の実施

本事案を受けて整備部門の管理職に対し危機管理能力を強化する目的で、整備部門の管理職に対し有識者による安全管理システムに係る教育を実施する。【2023年4月28日迄】

なお、上記整備部門の管理職に対する教育の実施後、同種教育の機会を全生産本部管理職まで拡充し教育を実施する。

(c) アルコール関連教育実施体制の見直し

アルコール教育実施体制の見直しを目的として、アルコール教育資料の見直し、再教育を実施する。また、アルコール検査立会者教育資料の見直し、立会者に対して再教育を行う。【2023年4月28日迄】

2. 整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の再構築

不適切な法定アルコール検査の防止、及びアルコールに関する知識不足、アルコール検査制度への理解不足の解消など当社における飲酒対策を改めるため、安全管理規程の改正を含み、次の通りに整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の強化を実施する。

(1) 適正なアルコール検査の確実な実施及び立会者の主体性・独立性確保、機能維持に向けた検査体制の見直しについて

(a) 「アルコール検査体制管理要領」の新設

Ⅲの２．（２）(a)項の対策に加え、新設される「アルコール検査体制管理要領」と運航規程・整備規程に既に設定されているアルコール検査実施要領との整合性を確認し、適宜関連規定等への反映を行う。【2023年4月28日迄】

(b) 「アルコール検査体制管理要領」に立会者実施手順を設定

空港支店の報告体制の改善および、立会者個人の行動に委ねた体制を改善するため、他職種の立会いにより飲酒事案に関わる不測の事態が出た場合の対応を明確にすることを目的として要領を設定する。また、各空港支店の特色を考慮した実施手順を社内規定等にその基地の検査方法を設定する。【2023年4月28日迄】

また、アルコール検査再検査実施手順の明確化を目的として、現在ガイドラインで設定している再検査手順を、新設される「アルコール検査体制管理要領」にアルコール検査再検査実施手順を定め、不測の事態が発生した場合に被検者、立会者および関係者が適切な対応が行える体制を構築する。【2023年4月28日迄】

(c) アルコール検査記録の様式の変更【恒久対策実施までの間の暫定対策】

整備規程及び業務規程に定める法定アルコール検査の検査記録の捏造や不正に破棄されることを防止するため、検査記録の様式をナンバリングした冊子へ変更する。また、検査立会者が検査結果を記入するなど記入者を明確化する。【2023年4月28日迄】
恒久対策は、Ⅲの２．（２）(b)項のとおり。

(d) 出社前アルコール検査の実施確認の設定【恒久対策実施までの間の暫定対策】

出社前アルコール検査の確実な実施を目的として、法定アルコール検査対象者が確実に出社前アルコール検査を実施していることを確認する仕組み（出社打刻の前に検査を行うことを原則として、観測箇所を設け出社前アルコール検査監視者による確認やWEBカメラを活用した遠隔での監視者確認等）を構築する。【2023年4月1日より運用開始】

(e) 適切な法定アルコール検査の実施

本事象を受けて、長崎空港支店内における整備従事者の法定アルコール検査については、従来の立会者体制に加え二次立会者（立会者制度の原則に基づき、整備従事者以外の者を二次立会者とする）を設け、不正行為の抑止力として機能させる。又、その他の空港支店については、空港支店長より支店内立会者に対して、本件に関わる事例周知と共に、アルコール検査立会いを確実にかつ厳正に実施するよう注意喚起を行った。【立会者の教育に関わる対策を講じるまでの暫定対策とし、即時運用を開始する】

(2) 検査完了確認後にしか業務に就けない仕組みの導入と不正・すり抜け防止体制の再構築について

(a) 安全管理規程付属書の見直し

適正なアルコール検査の確実な実施を目的として、安全管理規程以下の規程の見直しを行い、「アルコール検査体制管理要領」の新設、安全報告要領の拡充を行う。（アルコール検査に係るガイドラインは「アルコール検査体制管理要領」に置き換わり廃止）
【2023年4月28日迄】

(b) 法定アルコール検査システム^{※1}の導入【恒久対策】

アルコール検査の確実な実施管理を目的として、アルコール検査システム(すり抜け、不正等ができない仕組み)を導入し、既存の立会者検査体制と併用しアルコール検査体制の確実な実施管理を行う。【2024年1月より運用開始^{※2}】

※1:「アルコール検査システム」:個人貸与のアルコール検知器とipad等の携帯端末を有線又は無線で接続し、当該携帯端末にて被験者の画像データと検査結果数値を取得し、携帯端末の通信回線を介して管理サーバーへ送信する。これらの結果を管理プログラムが自動で識別し、エラーが確認された際は警報システムが作動するシステム構成となる。

※2:運用開始までの間については、Ⅲの2.で示す対策によってアルコール検査の確実性を維持する。

3. 整備規程及び業務規程の確実な理解及び適切な整備業務の実施

不適切な整備の実施の防止、整備規程及び業務規程に係る不十分な理解の解消など整備部門における不足を改めるため、次の通りに整備体制の強化を実施する。

(1) 実効性のある手法による教育体制の構築について

(a) 整備実施体制に係る訓練資料の強化

整備実施体制の理解を深めることを目的として、整備実施体制に係る訓練資料を見直すとともに特別訓練を実施する。【訓練資料の見直しは2023年3月10日迄、特別訓練は2023年4月18日迄】

(b) 整備従事者への訓練の実施

整備従事者の安全意識を高めることを目的として、整備従事者へ特別訓練を実施する。【2023年4月18日迄】

(c) 整備部門の管理職に対する整備規程、業務規程に係る教育の実施

整備規程・業務規程を正しく理解し・適用することを目的として、整備部門管理職に対し有識者による「安全運航の基になる整備規程・業務規程の位置付けについて」の教育を実施する。【2023年3月31日迄】

(2) 今後の継続的な改善としての実施体制について

(a) ライン確認主任者に対しての安全意識調査の実施

整備本部のライン確認主任者の法令遵守及び安全に対する意識を確認する目的で、ライン確認主任者に対して緊急の意識調査を実施する。【2023年3月31日迄】

(b) 整備部門内の訓練体系の拡充について

上記(1)で制定した訓練内容を既存の訓練体系(初期、及び定期訓練等)に組み込み、継続的に整備部門内の理解の促進と定着を図ると共に、定期的に意識の定着度を確認する仕組みを構築する。【2023年5月31日迄】

4. 再発防止対策の見直しによる追加的な措置の実施

(1) 追加的な措置について

(a) アルコール検知器管理手順の明確化

アルコール検知器管理手順の明確化を目的として、新設された「アルコール検査体制管理要領」にアルコール検知器管理手順を定め、当社が保有する検知器の取り扱い要領を明確にすると共に適切な検知器の維持管理方法を定める。【2023年4月28日迄】

(b) 不測の事態が発生した時の連絡体制の構築

不測の事態が発生した時でも確実に連絡が取れることを目的として、各基地のステーションガイドに、不測の事態が発生した時の連絡先一覧を定める。

また、各基地が支援出張を受けた場合は、支援出張者の連絡先が明確になるような体制を構築する。【2023年3月31日迄】

(c) 自基地での業務を円滑に実施できる体制の構築

各空港支店へ支援出張する整備責任者に、各々の空港支店特有のルール（連絡体制の理解等）に関する教育の受講を義務付ける。【2023年3月31日迄】

さらに、各基地の業務が円滑に回せるよう、ライン確認主任者の配置人員を見直す。
【2024年3月迄】

(d) 飛行前点検表の様式の見直し

飛行前点検が確実に実施されていることを適切に把握できるようにすることを目的として、計測値を記入させる等、飛行前点検表の様式の変更を行う。【2023年3月31日迄】

(e) 整備従事者を一時的に業務から外す時等の基準、要領の設定

アルコール事案等の重大事案が発生した際の、当事者の社内資格の取扱いを明確にすることを目的として、組織的に判断を行う要領を定める。【2023年3月31日迄】

(2) 講じる再発防止策の進捗管理の実施について

(a) 講じる再発防止策の進捗状況の適切な管理

安全統括管理者が中心となって社長をはじめとする全役員がその構成員である安全推進会議およびその他安全に関わる会議にて対策の進捗、及び有効性を確認し、適切かつ確実に遅滞なく対策を講じていく。

以上